令和８年度(2026 年度)病院内保育施設施設整備費補助金交付要綱

第１　目的

病院内保育施設施設整備費補助金（以下「補助金」という。）については、医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、医療機関による入院の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な児童の保育（以下「病児等保育」という。）を行うことを目的とし、病院及び診療所が従事する職員のために保育施設を運営する事業等に対し、北海道補助金等交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で交付する。

第２　補助金の交付の対象

１　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、病院内保育施設の新築・増改築及び改修（既存の病院内保育施設の改修は除く。）事業とする。

２　病院内保育施設の種別は以下の表１のとおりとする。種別を決定するに当たっては、各基準項目の全てを満たしていなければならない。

なお、保育児童数の算定に関しては、年間の平均保育児童数が各種別の基準以上であれば各月において基準未満（６か月以上に達する場合は除く。）であっても各種別に該当するものとする。

表１

基準項目／種別	保育児童数	保育士等数	保育時間
Ａ型特例	４人未満	２人以上	８時間以上
Ａ型	４人以上	２人以上	８時間以上
Ｂ型	10 人以上	４人以上	10 時間以上
Ｂ型特例	30 人以上	10 人以上	10 時間以上

第３　補助対象者

補助金の交付の対象となる者は、次の者で第２の２に掲げる病院内保育施設の種別に該当し、原則 12 ヶ月運営し、かつ、保育料として１人当たり平均月額 10,000 円以上徴収している施設の設置者とする。

（１）国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合

（２）日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、国家公務員共済組合及びその連合会

（３）健康保険組合及びその連合会

（４）社会福祉法人、医療法人及び社団法人

（５）財団法人

（６）その他北海道知事（以下「知事」という。）が適当と認めるもの

第４　補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、病院内保育施設の新築・増改築及び改修（既存の病院内保育施設の改修は除く。）に要する工事費又は工事請負費とする。ただし、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

（１）土地の取得又は整地に要する費用

（２）門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用

（３）設計その他工事に伴う事務に要する費用
（４）既存建物の買収に要する費用
（５）その他の整備費として適当と認められない費用

第５　補助率
３分の１以内

第６　補助金の算定方法
補助金の交付額は、次の各号により算出された額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
（１）別表１の２欄に定める基準額と３欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とする。
（２）（１）により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付基準額とする。
（３）（２）の交付基準額に別表３の調整率を乗じて得た額に補助率を乗じて得た額を交付額とする。

第７　補助金の交付の申請
１　補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（別記第１号様式）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。
（１）申請額算出調書（別記第２号様式）
（２）経費の配分調書（別記第３号様式）
（３）事業予算書（別記第４号様式）
（４）事業計画書（別記第５号様式）
（５）工事仕様書、工事設計図及び工事仕訳書(同一建物に対象外部分を含む場合は、色分け等で対象部分を図示すること。)
（６）当該事業が病院等の整備計画の一部である場合は全体計画
（７）その他参考となるべき書類
（８）電子交付申出書兼メールアドレス確認書（別記第６号様式）（道から補助金の交付を申請しようとする者に対して行われる通知等について、電子交付（通知等の内容を記録した電磁的記録に、電子署名を行い、補助金の交付を申請しようとする者がクラウド上で受領できる交付方法）を希望する場合に、提出すること。）
２　補助金等交付申請書の提出は、次により行うものとする。
（１）提出期限　別途指示する
（２）提出先　　北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課
３　補助金の交付の申請をしようとする者は、交付申請時に当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

第８　補助金の交付の決定等
知事は、補助金の交付の申請があったときはその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認

めたときは、速やかに交付の決定を行い、申請者に交付の決定の内容及び交付の条件を通知するものとする。

第９　補助金の交付の条件

知事は、補助金の交付の決定に当たっては、次の条件を付すものとする。

１　北海道補助金等交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34 号）、病院内保育施設施設整備費補助金交付要綱（令和８年８月 13 日付け医薬第 1298 号保健福祉部長決定。以下「交付要綱」という。）及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。

２　補助事業等の内容のうち、次のものを変更するときは、知事の承認を受けなければならない。

（１）建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

（２）建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

３　補助事業等の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。

４　補助事業等が期限までに完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

５　補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。

６　この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。

７　前項の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。

８　この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがある。

９　補助事業等に係る建設工事が完成したときは、速やかに工事完成届を知事に提出しなければならない。

10　補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から 30 日以内又は翌年度の４月９日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、同様とする。

11　補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

12　補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年６月 30 日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。

13　この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じる。

14　補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

15　補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産（不動産及びその従物並びに１件の取得価格又は効用の増加価格が 30 万円以上の機械及び器具等）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数を経過することになるまでの期間は、あらかじめ知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りではない。

16　前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければならない。

17　前項に定める場合を除くほか、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがある。

18　補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければならない。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければならない。

19　補助事業等を行うために締結する契約については、競争入札に付するなど北海道が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

20　補助事業等を行うために請負契約を締結する場合には、一括下請負の承諾をしてはならない。

21　この補助事業等の完了により相当の収益が生じたときは、補助金の全部又は一部を納付しなければならない。

22　次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。

（１）この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。

（２）虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

（３）補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

（４）補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄したとき。

（５）前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不

正な行為をしたとき。

23　前項の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。

24　補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。

25　補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。

26　第５項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。

第 10　申請の取下げ

１　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、交付の決定の通知を受けた日から 10 日以内に、補助金等交付申請取下書（別記第７号様式）を知事に提出し、申請の取下げをすることができる。

２　１の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

第 11　事情変更による交付の決定の取消し

１　知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

２　知事が１の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次に掲げる場合に限るものとする。

（１）天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（２）補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

第 12　補助事業の遂行

補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならず、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

第 13　補助事業の変更

補助事業者は、補助事業の内容のうち、次のものを変更をしようとするときは、補助事業等変更承認申請書（別記第８号様式）に第７の１に掲げる書類を添付の上、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（１）建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

（２）建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

第 14　補助事業の中止又は廃止

補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときには、あらかじめ知事に補助事業等中止（廃止）承認申請書（別記第９号様式）を提出し、その承認を受けなければならない。

第 15　補助事業の執行の遅延又は不能

補助事業者は、補助事業が期限までに完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに知事に補助事業等執行遅延（不能）報告書（別記第 10 号様式）を提出し、その指示を受けなければならない。

第 16　補助事業の状況報告等

補助事業者は、当該事業の遂行の状況等に関し、知事から報告を求められたときは指示された日までに報告を行い、又は道の職員による調査を受けたときは調査に協力しなければならない。

第 17　補助事業の遂行等の命令

補助事業者は、この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを知事から命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。

第 18　工事完成届

補助事業者は、補助事業に係る建設工事が完成したときは、速やかに工事完成届（別記第 11 号様式）を知事に提出しなければならない。

第 19　実績報告等

１　補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から 30 日以内又は翌年度の４月９日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書（別記第 12 号様式）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

（１）補助金等精算書（別記第 13 号様式）

（２）事業精算書（別記第 14 号様式）

（３）事業実績書（別記第 15 号様式）

（４）工事仕様書、工事設計図及び工事仕訳書(同一建物に対象外部分を含む場合は、色分け等で対象部分を図示すること。)

（５）補助事業完成後の建物の全景及び補助事業の概要を示す写真

（６）補助事業完成後の建物の構造概要及び平面図(各室の用途を示すこと。)

（７）契約書の写し(原本証明したもの)

（８）建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第７条第５項の規定による竣工検査証の写し(原

本証明したもの）

（９）その他参考となるべき書類

２　補助事業者は、補助事業等実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　補助事業者は、補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第 16 号様式によりその金額（実績報告において、２により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年６月 30 日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。

第 20　補助金の額の確定

知事は、補助事業等実績報告書の提出を受けたときは、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

第 21　交付の決定の取消し

１　知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずるものとする。

（１）補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのに補助金を使用しないとき。

（２）虚偽の申請又は虚偽の実績報告により補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

（３）補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

（４）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄したとき。

（５）（１）から（４）までに掲げる場合のほか、補助事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

２　１の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第 22　補助事業に関する帳簿及び書類

１　補助事業者は補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外との経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければならない。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければならない。

２　１により備えるべき帳簿及び書類は、次のとおりとする。

（１）帳簿、伝票、領収証書、その他補助事業に係る収支状況を確認できる書類

（２）委託契約書、入札関係書類

（３）台帳、図面、その他財産の取得状況が確認できる書類
（４）日誌、写真、その他補助事業の履行状況が確認できる書類
（５）交付申請から実績報告に至るまでの申請書類、交付の決定に関する書類

第 23　財産の管理等

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

第 24　財産の処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（不動産及びその従物並びに１件の取得価格又は効用の増加価格が 30 万円以上の機械及び器具等）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数を経過することになるまでの期間は、あらかじめ知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りでない。

第 25　電子メールによる申請等

補助事業者は、補助金の交付の申請、届出、その他この補助事業に関し道に行う通知については、当該申請等に係る書類の電磁的記録を別に指定する電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

附則

この要綱は令和８年（2026 年）４月１日から適用する。

別表１　病院内保育施設施設整備費補助基準表

１　区分	２　基準額	３　補助対象経費	４　補助率
病院内保育施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表２に定める基準単価を乗じた額とする。 基準面積 収容定員×５㎡ （ただし、30 人を限度とする。）	病院内保育施設として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	３分の１

別表２　１平方メートル当たり基準単価

（円）

構造別	基準単価	備考
鉄筋コンクリート	244,600	基準単価は、新築及び増改築事業における補助金算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。
ブロック	214,300	
木造	244,600	

別表３　既存病床数の割合による調整（前年度３月 31 日現在）

既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合 （精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床、一般病床の合計）	調整率
105％以上	0.95
105％未満	1.00

別記第１号様式

補助金等交付申請書

年　　月　　日

北海道知事　　様

申請者　住　所

氏　名
（法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名）

事業（事務）名　令和８年度（2026 年度）病院内保育施設施設整備費補助金

上記の事業（事務）に関し、補助金等の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

１　事業（事務）の目的及びその概要

２　事業（事務）の着手及び完了の予定時期
着　手　　年　　月　　日
完　了　　年　　月　　日

３　補助金交付申請額　　金　　円

	氏　名	連絡先
本件責任者		
担当者		

別記第２号様式

補助金等交付申請額算出調書

区分	補助事業等に要する経費			寄付金その他の収入	差引所要額（A－B）	補助対象経費	補助基準により算出した額	補助基本額	補助率	補助金等交付申請額（F×G）	備考
	単価	数量	金額 A	B	C	D	E	F	G	H	
	円		円			円	円	円		円	
令和8年度（2026年度）病院内保育施設施設整備費補助金											
合計			0	0	0	0	0	0		0	

1　この様式は、補助基本額の算出に当たり補助事業等に要する経費から寄付金その他の収入を控除すべきこととされている補助金等の交付を申請する場合に使用すること。

2　「区分」欄には、事務又は事業の名称（必要があるときは、細分された項目等当該補助事業において区分すべきこととされている事項）を記載すること。

3　「補助事業等に要する経費」欄には、当該補助事業等に係る経費の総額を記載するものとし、「単価」、「数量」欄が不用のときは斜線で抹消すること。

4　「補助基準により算出した額」欄には、補助基準(額）が定められているときはその基準により算出した額を記載し、補助基準が定められていないときは斜線で抹消すること。

5　「補助基本額」欄には、当該補助金等の算出の基礎となるべき額を記載すること。

6　定額補助の場合は、「補助率」欄を斜線で抹消すること。

別記第3号様式

経　費　の　配　分　調　書

病院名	

区　　分	補助事業等に要する経費	負　　担　　区　　分					備　　考
		道費補助（申請）額	自 己 負担額	道費補助金以外の補助金等の額	寄附金	そ の 他	
令和8年度（2026年度）病院内保育施設施設整備費補助金	円	円	円	円	円	円	
合　計							

注　1 「区分」欄には、経費名又は細分された事業（事務）名を記載すること。

2 「負担区分」欄中「その他」の欄には、当該補助事業等に要する経費を支弁するための財源として、「道費補助（申請）額」欄、「自己負担額」欄、「道費補助金以外の補助金等」欄又は「寄附金」欄に記載すべき収入金以外の収入金があるときは、その額を記載し、かつ、その収入金の内容を「備考欄」に記載すること。

3 「備考」欄には、必要に応じ積算の基礎その他必要な事項を記載すること。

4 「負担区分」欄を「道費補助（申請）額、自己負担額、道費補助金以外の補助金等、寄附金、その他」以外に細分する必要がある場合は、適宜欄を追加して使用すること。

別記第４号様式

事　　業　　予　　算　　書

事業（事務）名　令和８年度（2026年度）病院内保育施設施設整備費補助金

収入の部

科目				金　　額	備　　考
款	項	目	節		
計					

支出の部

科目				金　　額	備　　考
款	項	目	節		
計					

上記のとおり議決されていることを証明します。

年　　月　　日　　（法人名）

（代表者名）

注　１　この様式には、当該補助事業に係る予算のみを記載すること。
２　当該補助事業等に係る予算が議決されていない場合は、この様式中「上記のとおり議決されていることを証明します。」を「上記のとおり予算案を提出することを確約します。」に改めて使用すること。
３　補助事業者等が市町村である場合は、「収入の部」には当該補助事業等に係る特定財源（道費補助金、国庫支出金、地方債等）のみを記載すること。
４　「科目」欄の区分は、標準を示したものであるので、補助事業者等における通常の予算区分がこれと異なるときは、その区分に従い記載して差し支えない。
５　「備考」欄には、必要に応じ、算出基礎その他必要な事項を記載すること。

別記第５号様式

事業計画書

事業の名称	令和８年度（2026年度）病院内保育施設施設整備費補助金

開設者(設置者)	施　設　名	所　在　地

1　施設の規模及び構造等

敷地の状況	敷地面積　　㎡　（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）	
事業の種別	（新築、増築、改築、改修の別）	
建物の構造及び面積	（　　）造　　階建	建　　㎡ 延　　㎡

2　施工方法

工事の施工方法	（直営、請負の別）
施工予定期間	着工　　年　月　日～竣工　　年　月　日

3　整備費内訳

区分	費　目	面　積	単　価	金　額	備　考
補助事業分対象	建築主体工事 電気設備工事 衛生設備工事	㎡	円	円	（消費税含）
	小　計				
外補助事業分対象	建築主体工事 電気設備工事 衛生設備工事				
	小　計				
合　計					

4　財源内訳

区　分	金　額	備　考
	円	
(１)国庫補助金		（補助金の種類）
(２)道費補助金		
(３)市町村補助金		
(４)地方債		
(５)寄付金		
(６)借入金		（借入先）
(７)自己財源		
計		

5　補助事業等実施による効果

注１　この様式は、当該施設整備事業に要する経費に係る補助金の交付を申請する場合に使用すること。

２　この様式には、次の書類等を添付すること。

（１）工事仕様書、工事設計図（各室の用途を示すこと。）及び工事仕訳書

（２）補助対象事業の建物及び各室用途等配置見取り図

（３）当該事業が病院等の整備計画の一部である場合は全体計画

別記第６号様式

電子交付申出書兼メールアドレス確認書

電子交付サービスを利用して道からの通知について電子により交付を受けたいので申し出ます。

通知の受取に使用するメールアドレスは、次のとおりです。

１　対象文書

２　受取担当者

所　　属	
役　　職	
氏　　名	
メールアドレス	

北海道知事　様

年　月　日

住　　所
法　人　名　（個人の場合は、氏名）
代 表 者 氏 名
担当者氏名・連絡先

※この様式は、申請等の際に、道の担当者まで提出してください。
※「kango.seisaku1@pref.hokkaido.lg.jp」の差出人名から、メールが届きます。
※本様式は例示であり、電子交付の同意及び相手方が指定する電子メールアドレスが確認出来るものであれば、他の様式でも支障ありません。
※メールアドレスについては、事前にメールでの連絡があった場合は、当該送信元のメールアドレスと突合するなど、誤送付がないよう注意してください。

別記第７号様式

補助金等交付申請取下書

年　　月　　日

北海道知事　　様

申請者　住　所

氏　名
（法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名）

事業（事務）名　令和８年度（2026 年度）病院内保育施設施設整備費補助金

年　　月　　日付　　第　　号指令で補助金等の交付の決定を受けた上記の事業について、次の理由によりその交付申請を取り下げます。

（取り下げの理由）

注　１　この様式は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服がある場合において、当該申請を取り下げるときに使用すること。
　　２　この様式には、取り下げの理由の参考となる事項を記載した書類を添付すること。

	氏　名	連絡先
本件責任者		
担当者		

別記第８号様式

補助事業等変更承認申請書

年　　月　　日

北海道知事　　様

申請者　住　所

氏　名
（法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名）

事業（事務）名　令和８年度（2026 年度）病院内保育施設施設整備費補助金

　　年　　月　　日付　　第　　号指令で補助金等の交付の決定を受けた上記の事業について、その計画を次の理由により変更したいので関係書類を添えて申請します。

１　補助金等交付決定額　　金　　円
２　変更後の補助金等申請額　　金　　円
３　変更の理由

注　１　この様式は、補助事業等の内容の変更、補助事業等に関する経費の配分の変更等の承認申請の場合に使用すること。
　　２　「　　年　　月　　日付け（記号）第　　号指令」については、当初の交付決定の年月日、番号を記載すること。
　　３　この様式に添付する関係書類は、交付申請の際の関係書類の様式によるものとし、変更後の計画（変更されない部分を含む。）を上段に、変更前の計画を下段に括弧書きで記載して、変更前と変更後の内容を対比できるよう作成すること。

	氏　名	連絡先
本件責任者		
担当者		

別記第９号様式

補助事業等中止（廃止）承認申請書

年　　月　　日

北海道知事　　様

申請者　住　所

氏　名
（法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名）

事業（事務）名　令和８年度（2026 年度）病院内保育施設施設整備費補助金

　　年　　月　　日付け　　第　　号指令で補助金等の交付の決定を受けた上記の事業について、次の理由によりその執行を中止（廃止）したいので申請します。
（中止又は廃止の理由）

注　１　この様式は、補助金等の交付の決定を受けた事業又は事務を中止し、又は廃止しようとする場合に使用すること。
２　「　　年　　月　　日付け（記号）第　　号指令」については、当初の交付決定の年月日、番号を記載すること。
３　この様式には、申請時点における当該補助事業等の進ちょく状況（廃止の場合を除く。）その他必要と認められる事項を記載した書類を添付すること。

	氏　名	連絡先
本件責任者		
担当者		

別記第 10 号様式

補助事業等執行遅延（不能）承認申請書

年　　月　　日

北海道知事　　様

申請者　住　所

氏　名
（法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名）

事業（事務）名　令和８年度（2026 年度）病院内保育施設施設整備費補助金

年　　月　　日付け　　第　　号指令で補助金等の交付の決定を受けた上記の事業について、次の理由により予定の期間内に完了する見込みがない（その遂行が困難となったので。指示をお願いします。
（遅延又は遂行困難の理由）

注　１　この様式は、補助金等の交付の決定を受けた事業の執行が遅延し、又は困難となった場合に使用すること。
２　「　　年　　月　　日付け（記号）第　　号指令」については、当初の交付決定の年月日、番号を記載すること。
３　この様式には、報告時点における当該補助事業等の進ちょく状況その他必要と認められる事項を記載した書類を添付すること。

	氏　名	連絡先
本件責任者		
担当者		

別記第 11 号様式

工　　事　　完　　成　　届

年　　月　　日

北海道知事　　様

住所
補助事業者等
氏名

事業名　　令和８年度（2026 年度）病院内保育施設施設整備費補助金

上記事業（事務）に係る建設工事は、　　年　　月　　日に完成したので届け出ます。

	氏　名	連絡先
本件責任者		
担当者		

別記第 12 号様式

補助事業等実績報告書

年　　月　　日

北海道知事　　様

申請者　住　所

氏　名
（法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名）

事業（事務）名　　令和８年度（2026 年度）病院内保育施設施設整備費補助金

　　年　　月　　日付け　　第　　号指令で補助金等の交付の決定を受けた上記の事業は、　　年　　月　　日完了したので、関係書類を添えて報告します。

口座振替払の振込先銀行等の名称及び口座番号

振込先銀行等の名称	口　座　番　号
	普　通 当　座

注　１　「　　年　　月　　日付け（記号）第　　号指令」については、当初の交付決定の年月日、番号を記載すること。
　　２　「口座振替払の振込先銀行等の名称及び口座番号」欄については、口座振替払を希望する場合に記載すること。
　　３　補助事業等の期間が２年度以上にわたる場合で、道の会計年度が終了したときに使用する場合は、この様式中「完了」とあるのを「執行」と訂正して使用すること。

	氏　名	連絡先
本件責任者		
担当者		

別記第13号様式

補　助　金　等　精　算　書

区分	計画					実施					補助率	補助金等の交付の決定		補助金等精算額	補助金等領収済額	補助金等精算額に対する領収未済額（N−O）	補助事業等に係る経費の債務確定額			不用額（M−N）	備考
	補助事業等に要する経費 A	寄附金その他の収入 B	補助対象経費 C	補助基本額により算出した額 D	準基本額 E	補助事業等に要した経費 F	寄附金その他の収入 G	補助対象経費 H	補助基本額により算出した額 I	準基本額 J	K	年月日番号 L	金額 M	N	O	P	支払済額 Q	支払未済額 R	計 S	T	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円	
令和８年度（2026年度）病院内保育施設施設整備費補助金																					
合計																					

注　１　「区分」欄には、事務又は事業の名称（必要があるときは、細分された項目等当該補助事業等において区分すべきこととされている事項）を記載すること。
　　２　「計画」欄には、申請の際の額（変更の承認（達による変更を含む。）があったときは、変更後の額）を記載すること。
　　３　「補助金等の交付の決定」欄中「年月日番号」欄には当初の交付決定の年月日、番号を記載し、「金額」欄には交付決定額（変更（達による変更を含む。）があったときは、変更後の額）を記載すること。
　　４　「補助金等精算額」欄には、実施に係る補助基本額（Ｊ）に補助率（Ｋ）を乗じて得た額を記載すること。ただし、補助金等の算出が他の方法によっている場合は、その方法により算出した額を記載し、かつ、「備考」欄にその算出方法を明記すること。
　　５　定額補助の場合は、「補助率」欄を斜線で抹消すること。
　　６　「補助事業等に係る経費の債務確定額」欄中「支払済額」欄には、間接補助事業等の場合にあっては補助事業者等が間接補助事業者等に交付する補助金等の支払済額を記載すること。

別記第14号様式

事　業　精　算　書

事業名　令和8年度（2026年度）病院内保育施設施設整備費補助金

収入の部

科目				予算額		精算額	内訳		備考
款	項	目	節	当初	更正後の額		収入済額	収入未済額	
				円	円	円	円	円	
計									

支出の部

科目				予算額		精算額	内訳		不用額	備考
款	項	目	節	当初	更正後の額		支出済額	支出未済額		
				円	円	円	円	円	円	
計										

上記のとおり精算したことを証明します。

年　月　日　　（法人名）

（代表者名）

注　１　この様式には、当該補助事業等に要した経費のみを記載すること。
２　「科目」欄の区分は標準を示したものであり、補助金等の交付を受けた者における通常の予算及び決算の区分がこれと異なるときは、それぞれ補助事業者等の区分に従い記載して差し支えないこと。
３　「予算額」欄中「更正後の額」欄には、補助事業者等の議決機関等における最終の更正額（予算の流用による更正後の額を含む。）を記載すること。
４　「収入未済額」及び「支出未済額」欄には、債権又は債務が確定している額を記載し、かつ、債権者又は債権者の住所氏名を「備考」欄に記載すること。
５　補助事業者等が市町村である場合は、「収入の部」には当該補助事業部に係る特定財源のみを記載すること。
６　「不用額」欄には、「更正後の額」（更正していない場合は、「当初」）欄に記載した額から「精算額」欄に記載した額を控除した額を記載すること。

別記第15号様式

事業実績書

事業の名称	令和８年度（2026年度）病院内保育施設施設整備費補助金

開設者(設置者)	施　設　名	所　在　地

1　施設の規模及び構造等

敷地の状況	敷地面積　　㎡　（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）
事業の種別	（新築、増築、改築、改修の別）
建物の構造及び面積	（　　）造　　階建　　建　　㎡ 延　　㎡

2　施工方法

工事の施工方法	（直営、請負の別及び請負の場合は契約年月日）
施工期間	着工　　年　月　日～竣工　　年　月　日

3　整備費内訳

区分	費　目	面　積	単　価	金　額	備　考
補助事業分対象	建築主体工事 電気設備工事 衛生設備工事	㎡	円	円	（消費税含）
	小　計				
補助外事業分対象	建築主体工事 電気設備工事 衛生設備工事				
	小　計				
合　計					

4　財源内訳

区　分	金　額	備　考
	円	
（１）国庫補助金		（補助金の種類）
（２）道費補助金		
（３）市町村補助金		
（４）地方債		
（５）寄付金		
（６）借入金		（借入先）
（７）自己財源		
計		

5　補助事業等実施による実施成果

注１　この様式は、当該施設整備事業に要する経費に係る補助金の実績報告をする場合に使用すること。

２　「補助事業等実施による実施成果」については、数値等を用いるなど具体的に記載すること。

３　この様式には、次の書類等を添付すること。

（１）工事仕様書、工事設計図（各室の用途を示すこと。）及び工事仕訳書

（２）補助事業完成後の建物の全景及び主要部分を示す写真

（３）工事を請け負わせた場合は、当該請負契約書の写し(実績報告の場合に限る)

（４）建築基準法（昭和25年法律第201号）第７条第３項の規定による検査済証の写し

別記第16号様式

第　　号
年　　月　　日

北海道知事　　様

補助事業者等
（団体等名及び代表者氏名）

補助金に係る消費税等仕入控除税額について

年　　月　　日付け（記号）第　　号指令で補助金の交付決定を受けた　　事業について、同指令条件第　　項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1　補助金の確定額　　金　　円

2　補助金の確定時における消費税等仕入控除税額　　金　　円

3　消費税及び地方消費税の確定申告に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額　　金　　円

4　要補助金返還相当額（３－２）　　金　　円

（注）　記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
　なお、補助事業者等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
・消費税確定申告書の写し（税務署受付済みのもの）
・消費税確定申告書付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・３の金額の内訳を記載した書面（別記様式別紙）
・補助事業者等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合が5パーセント以下であることを確認できる資料

5　当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
〔　　〕

（注）　消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6　当該補助金に係る消費税等仕入控除税額がない場合、その理由を記載
〔　　〕

（注）　記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済みのもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済みのもの）

・２割特例の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における「税額控除に係る経過措置の適用（２割特例）」を選択した消費税確定申告書の写し（税務署受付済みのもの）

・補助事業者等が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合が５パーセントを超えることを確認できる資料

本件責任者	氏　名		連絡先	
担　当　者	氏　名		連絡先	

注１　押印する場合は、本件責任者等の記載を要しないこと。

２　間接補助事業等の場合にあっては、集計表（各事業実施主体ごとの１から６までの事項を記載した書面及び別記様式別紙）を添付すること。

別記第16号様式別紙

補 助 金 に 係 る 消 費 税 等 仕 入 控 除 税 額 の 内 訳

補助事業者等

	課税売上割合95%以上		個別対応方式		一括比例配分方式		課税売上割合	

区　分	補助対象経費 ①	①の内訳 課税対象 ②	①の内訳 非課税	②のうち消費税等相当額 ③	③の内訳 課税売上対応 ④	③の内訳 共通売上対応 ⑤	③の内訳 非課税売上対応	仕入控除税額 ⑥	補助率等 ⑧	補助金に係る消費税等仕入控除税 ⑦×⑧
	円	円	円	円	円	円	円	円	%	円
計								⑦		

注１　「③の内訳」欄については、課税売上割合が95%未満の事業者で個別対応方式を採用している場合のみ記載すること。
　２　「仕入控除税額」欄の算出は、次のとおりとする。
　(1) 課税売上割合が95%以上の事業者の場合・・・③＝⑥
　(2) 課税売上割合が95%未満の事業者で個別対応方式を採用している場合・・・④＋［⑤×（課税売上割合）］
　(3) 課税売上割合が95%未満の事業者で一括比例配分方式を採用している場合・・・③×（課税売上割合）

ア　補助金確定額　(A)

イ　課税売上割合の計算
　課税売上　(B)　・・・確定申告書⑮
　非課税売上　(C)　・・・確定申告書⑯－⑮

$$\text{課税売上割合} = \frac{(B)}{(B)+(C)} = (D)$$

ウ　補助対象経費

補助対象経費		課税仕入 課税売上対応分	課税仕入 非課税売上対応分	課税仕入 共通対応分	非課税仕入	不課税仕入	総　計
経費の内訳							
総計							(E)